

# 令和5年分 年末調整チェックシート

社員コード \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

以下、 枠内の必要な箇所に✓し、提出枚数を記入の上、各申告書と添付書類を揃えて、  
月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ までにご提出をお願いします。

## ◆ 給与所得者の扶養控除等申告書 【 全員提出要 令和5年分 令和6年分 】

令和5年分	<p>1. 本年中に家族(控除対象扶養親族等)の異動があったことなどにより訂正が必要な場合は、適宜訂正の上、提出してください。</p> <p>2. 以下の該当者は、添付する書類の口に✓を付し、【<input type="text"/>枚】に提出枚数を記入の上、提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>予定を含め1年以上海外に住む扶養親族(その者に係る扶養控除・障害者控除の適用を受ける場合)がいる方</p> <p>→ <input type="checkbox"/> 親族関係書類(既提出分を除く)【<input type="text"/>枚】  <input type="checkbox"/> 留学ビザ等書類 ※1(既提出分を除く)【<input type="text"/>枚】  <input type="checkbox"/> 送金関係書類【<input type="text"/>枚】  <input type="checkbox"/> 38万円送金書類※2【<input type="text"/>枚】</p> </div>
令和6年分	<p>以下の該当者は、添付する書類の口に✓を付し、【<input type="text"/>枚】に提出枚数を記入の上、提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>予定を含め1年以上海外に住む扶養親族(その者に係る扶養控除・障害者控除の適用を受ける場合)等がいる方</p> <p>→ <input type="checkbox"/> 親族関係書類【<input type="text"/>枚】  <input type="checkbox"/> 留学ビザ等書類 ※1【<input type="text"/>枚】</p> </div>

※1 その扶養親族が30歳以上70歳未満で、留学生の場合  
 ※2 その扶養親族が30歳以上70歳未満で、令和5年中にあなたから38万円以上の支払がある場合(裏面※5参照)

## ◆ 給与所得者の保険料控除申告書 いずれか✓→【 提出要 提出不要 】

以下のいずれかを支払った方は、添付する書類の口に✓を付し、【枚】に提出枚数を記入の上、適宜記入した申告書とともに提出してください。

生命保険料又は地震保険料を支払った方 →  生命保険料控除証明書【枚】  
 地震保険料控除証明書【枚】

あなた個人で①～③いずれかを直接支払った方※

- ①国民年金の保険料、国民年金基金の掛金 →  社会保険料控除証明書【枚】  
国民年金の2年前納で[各年に申告する]を選択した場合、[申告する年]が令和5年を添付
- ②国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料など
- ③中小機構と契約した共済掛金、iDeCoの掛金など →  小規模企業共済等掛金払込証明書【枚】

※給与天引き分は除きます

## ◆ 給与所得者の基礎控除申告書 いずれか✓→【 提出要 提出不要 】

合計所得金額の見積額が2,500万円以下の方は、適宜記入して提出してください。

### ◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 いずれか✓→【 提出要 提出不要 】

1. 合計所得金額の見積額が、以下の①②いずれにも該当する場合は、適宜記入して提出してください。

- あなたの合計所得金額…1,000万円以下(給与のみ→年収1,195万円以下※3)  
※3 所得金額調整控除適用者は1,210万円以下
- 配偶者の合計所得金額…133万円以下(給与のみ→年収201.6万円未満)

2. 以下の該当者は、添付する書類の口に✓を付し、【枚】に提出枚数を記入の上、提出してください。

予定を含め1年以上海外に住む配偶者(その者に係る配偶者控除等の適用をする場合)がいる方

→  親族関係書類※4【枚】  
 送金関係書類【枚】

※4「給与所得者の扶養控除等申告書」で既に提出している場合は不要

## ◆ 所得金額調整控除申告書 いずれか✓→【 提出要 提出不要 】

以下の該当者は、適宜記入して提出してください。

年収850万円超で、右のいずれかに該当する方

- ①あなたが特別障害者に該当する
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ③同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する

## ◆ その他 いずれか✓→【 該当 非該当 】

以下の該当者は、添付する書類の口に✓を付し、【枚】に提出枚数を記入の上、提出してください。

住宅ローン控除適用者(2年目以降) →  住宅借入金等特別控除申告書【枚】  
(税務署から当初届いたもののうち令和5年分又は平成35年分)  
 年末借入金残高証明書【枚】  
(毎年金融機関から送付されるもの)

今年からここで働き始めた方 →  給与所得の源泉徴収票(本年分のみ)【枚】  
(他の給与支払者から交付を受けたもの)

提出前に、【全員提出要】や【提出要】の申告書、✓した添付書類に準備忘れがないか、ご確認ください。